

(環太平洋パートナーシップ協定第十二・四条(一時的な入国の許可)の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについてアメリカ合衆国が同協定第二十八章(紛争解決)の規定を利用することを差し控えることに関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本代表は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)(第十二章(ビジネス関係者の一時的な入国)に関する交渉において、アメリカ合衆国政府の代表者と日本国政府の代表者との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

アメリカ合衆国は、同国が協定第十二・四条(一時的な入国の許可)の規定に基づいて約束を行うまでの間、同条の規定に基づく一時的な入国の許可を日本国が拒否することについて、協定第十二・十条(紛争解決) 1に定める要件にかかわらず、協定第二十八章(紛争解決)の規定を利用することを差し控える。

本代表は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する閣下の返簡が両政府間の合意を構

成し、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとする
ことを提案する光栄を有します。

二千十六年二月四日

大使 マイケル・B・G・フロマン

日本国内閣府副大臣 高鳥修一閣下

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を確認いたします。

(米国側書簡)

本官は、日本国政府がこの了解を共有することを確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十六年二月四日にオークランドで

日本国内閣府副大臣 高鳥修一

合衆国通商代表 マイケル・B・G・フロマン閣下